

大阪市汚泥処理施設整備運営事業

「提案書の内容に関する説明会」実施について

大阪市汚泥処理施設整備運営事業における「提案書の内容に関する説明会」の概要は、以下のとおりとする。

1 開催目的

入札参加者による「提案書の内容に関する説明会」（以下、説明会という。）は、大阪市PFI事業検討会議委員の提案内容に対する理解促進を図ることを目的として実施する。

2 説明会の要領

- (1) 説明する内容は、提案書に記載されている内容に限り、新たな提案の追加や提案内容の変更は認めない。
- (2) 提案書の内容を変えずに、提案内容を要約して説明資料を作成することは可能とする。
- (3) 大阪市PFI事業検討会議の委員の質疑応答は、説明会の時間内に口頭で行うこととし、提出された提案書に記載されていない内容の説明は認めない。また、当日、後日を問わず、追加資料の提出を認めない。
- (4) 説明会は入札参加者ごとに行い入札参加者の入替えを行う。
- (5) 入札参加者は、説明会終了とともに後片付けを含め、5分を目安に退場すること。
- (6) 説明会への参加通知は、基礎審査結果と合わせて通知する。

3 開催概要

(1) 開催日

令和4年11月下旬

(2) 開催場所

大阪市役所本庁 ●●会議室

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(3) 受付時間

説明会開始時刻の30分前とする。

※ 説明会受付時刻等の詳細は、説明会への参加通知に記載します。

(4) 受付場所

大阪市役所本庁●階フロア エレベーター前

※ 控室に入室後、本人確認を行う。

(5) 出席者の報告

ア 入札参加者は、『説明会出席者名簿』をEメールにより市に提出する。

イ 期 日 令和●年●月●日 (●) 午後5時まで

ウ 提出先 大阪市建設局下水道部調整課

住 所 〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

E-mail odeiseibi@city.osaka.lg.jp

エ 説明会の出席者等の制限

(ア)説明会の出席者は、入札参加者（構成企業及び協力企業）の社員とする。

(イ)説明会の出席者はパソコン操作等の補助的なスタッフも含めて10名以内とする。

(ウ)原則として、説明会参加予定者の変更は認めない。当日に欠席する場合は、当日の受付時に報告すること。

(エ)当日は、入札参加者全員の身分証明書（社員証等）を持参し、説明会会場入場前に本人確認をうけること。

(6) 市側の出席者（説明会場への入場者）

ア 大阪市PFI事業検討会議 委員

イ 大阪市PFI事業検討会議 事務局：市政改革室5名程度、建設局5名程度

ウ アドバイザリー業務委託受注者（株）ニュージェック2名程度

4 説明会の時間

説明会の時間配分は、次のとおりとする。

提案内容の説明	25分間
質疑応答	20分間

※ 説明会の時刻等の詳細は、説明会への参加通知に記載します。

5 説明会に使用するデータについて

(1) 説明会資料に記載できる内容は、提案書の内容に限るが、提案書の内容を変えずに要約して記載することは可能とする。

(2) 説明の際にパソコンを用いスクリーンを使用する場合は、説明会に用いる資料

は、パワーポイント（PowerPoint 2016）若しくはPDF（Version 1.7以上）で作成し、作成した電子データ（10MB以下）をメールで3.（5）に記載する建設局下水道部調整課に事前提出するものとする。なお、メールで送信が困難な場合の格納媒体は、DVD-Rとし、ウイルス検査を行った後に提出する。なお、DVDにウイルス検査に使用したウイルス対策ソフト名、ウイルス検査に使用したウイルス定義ファイルの版（日付）、ウイルス検査を行った日時を記載する。

- （3） 電子データ若しくは電子データを格納したDVD-Rの提出期日は、説明会の3日前の午後5時（3日前が閉庁日の場合は、直前の開庁日の午後5時まで）までに必着とする。
- （4） 説明会に使用するパワーポイント等の電子データは、事務局が当日使用するパソコンにデータを取り込んでおくが、当該パソコンの操作等に不具合が生じた場合に使用する代替機は、出席者が用意しておくこと。
- （5） 説明会に使用するパワーポイント等の資料は、説明会当日、委員及び事務局に配布するため、15部印刷し、持参すること。
- （6） その他
 - ア パネル、模型等の提示、配布は認めない。
 - イ カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー等の電子機器の使用は認めない。
なお、本市は、公正性確保の観点から上記電子機器による録音等を行う。

6 説明会に係る留意事項

- （1） 準備が早く終了した場合でも、説明会は予定時間を待つて開始する。
- （2） 準備に時間がかかった場合でも、説明会の終了時間の変更は原則行わない。
- （3） 説明会の時間については、延長しない。説明等の途中であっても、所定時間経過で終了とする。

7 入札参加者が説明会当日に準備する資料

- （1） 「4 説明会に使用するデータについて」で作成したパワーポイント等の資料
15部
- （2） ノートパソコン（事務局が準備するノートパソコンにおいて、操作等に不具合が生じた場合の代替機）

8 大阪市が会場に準備する機器・資料等

- （1） 提出済みの事業提案書（PFI事業検討会議各委員に1部ずつ配布）
- （2） 固定スクリーン1面（100インチ 画面有効 幅 2032mm × 高 1524mm 4:3）

- (2) プロジェクター（接続ケーブル（HDMI端子、VGA端子）を含む）
- (3) ノートパソコン（Microsoft Office 2016（PowerPoint 2016）搭載PC、入札参加者より事前提出のあった説明資料：電子データを含む）
- (4) 電源延長コード、マイク

9 留意事項

- (1) 入札参加者の自己紹介は行わない。
- (2) 入札参加者は、説明会中に社名を名乗る等の入札参加者を特定できる発言、表現を行わない。説明会中の資料についても、入札参加者を特定できる表現等を用いないこと。
- (3) 説明会の会場への入退室は、事務局の指示に従うこと。なお、説明会終了後は控室を利用できないため、荷物等を置かないようにすること。
- (4) 説明会の時間内での説明会会場からの外出は認めない。
- (5) 他の入札参加者との情報交換を行った場合は、その入札参加者を失格とする。

10 その他

- (1) コロナウイルス感染症対策等

ア 実施日の延期、実施の中止

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、市の判断により、Webによる開催、実施日の延期、若しくは実施の中止を行うことがある。その際、市は、2日前までに対象者に通知する。なお、Web開催の場合、入札参加者は、市の指定場所によりリモートで説明を行うことがある。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びその他の事由による中止又はスケジュールの変更等を理由とした費用負担及び損害の発生に関する請求には応じない。

- (2) その他

ア 説明会出席者は、マスクを着用するとともに、会場入口にて手指消毒を行うこと。

イ 当日、受付時に検温を行い37.5度以上の発熱のある方、また、咳・咽頭痛等の症状がある等、体調がすぐれない方の出席を認めない。